

小樽市立張碓小学校いじめ防止基本方針

令和6年11月1日 改訂

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「小樽市立張碓小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- 「社会に開かれたチーム学校」として、いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。
- 児童一人一人に愛情をこめた丁寧なかかわりを行い、「生徒指導の4つの視点」を生かした指導を日々積み重ねます。
- 「いじめ見逃しゼロ」という意識をもって、いじめ防止に取り組みます。

1 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

＜児童に対して＞

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがえの無い存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

＜教員に対して＞

○望ましい人間関係を構築する能力等の育成

- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ・ 児童の自己有用感、自己肯定感を高めることを意識した日頃の声かけや、学習活動を展開する。

- ・ 児童生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるための個と集団への働きかけ。

○いじめを生まない安全・安心な環境づくり

- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・ 子どもが規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる学級づくりを進める。
- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。

○児童の発達段階に応じたインターネットの適切な利用の促進

- ・ インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」等を通じて、生活習慣の改善と発達段階に応じた、インターネットの適切な利用を促進し、ネット上のいじめの防止に取り組む。

○法に基づくいじめの積極的認知（いじめ見逃しゼロ）

- ・ 自分の受け持ちの学級以外においても、児童のささいな変化・兆候に対して、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。

○指導について

- ・ 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように十分留意する。
- ・ 児童一人一人の変化に気づく、敏感な感覚を持つように努める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。
- ・ 「性的マイノリティ」とされる児童や「多様な背景を持つ児童」に対して、適切な支援を行うとともに、児童に対する必要な指導を組織的に行う。

<学校全体として>

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・ いじめに関するアンケート調査を年間2回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・ 教職員の心理的安全性を確保し、情報共有を行いやすい環境づくりに努める。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・ 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・ 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・ チェックリストの作成と全教職員との共有。
- ・ 生徒指導係が中心となっていじめ防止委員会を組織する。

＜保護者・地域に対して＞

- ・ 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、PTA評議員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ・ インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」の徹底を呼びかける。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動の周知、利用の促進を行う。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応 （別紙2）

＜早期発見にむけて…「変化に気づく」＞

- ・ 児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・ 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・ アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

＜相談ができる…「誰にでも」＞

- ・ いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

＜早期の解決を…「傷口は小さいうちに」＞

- ・ 教員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめめることをやめさせる。
- ・ いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

4 校内組織体制について （別紙1）

- ・ 校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、担任、生徒指導部、養護教諭とする。
- ・ 役割として、本校におけるいじめ防止の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・ いじめの相談があった場合には、当該学年担任を加え事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・ 学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

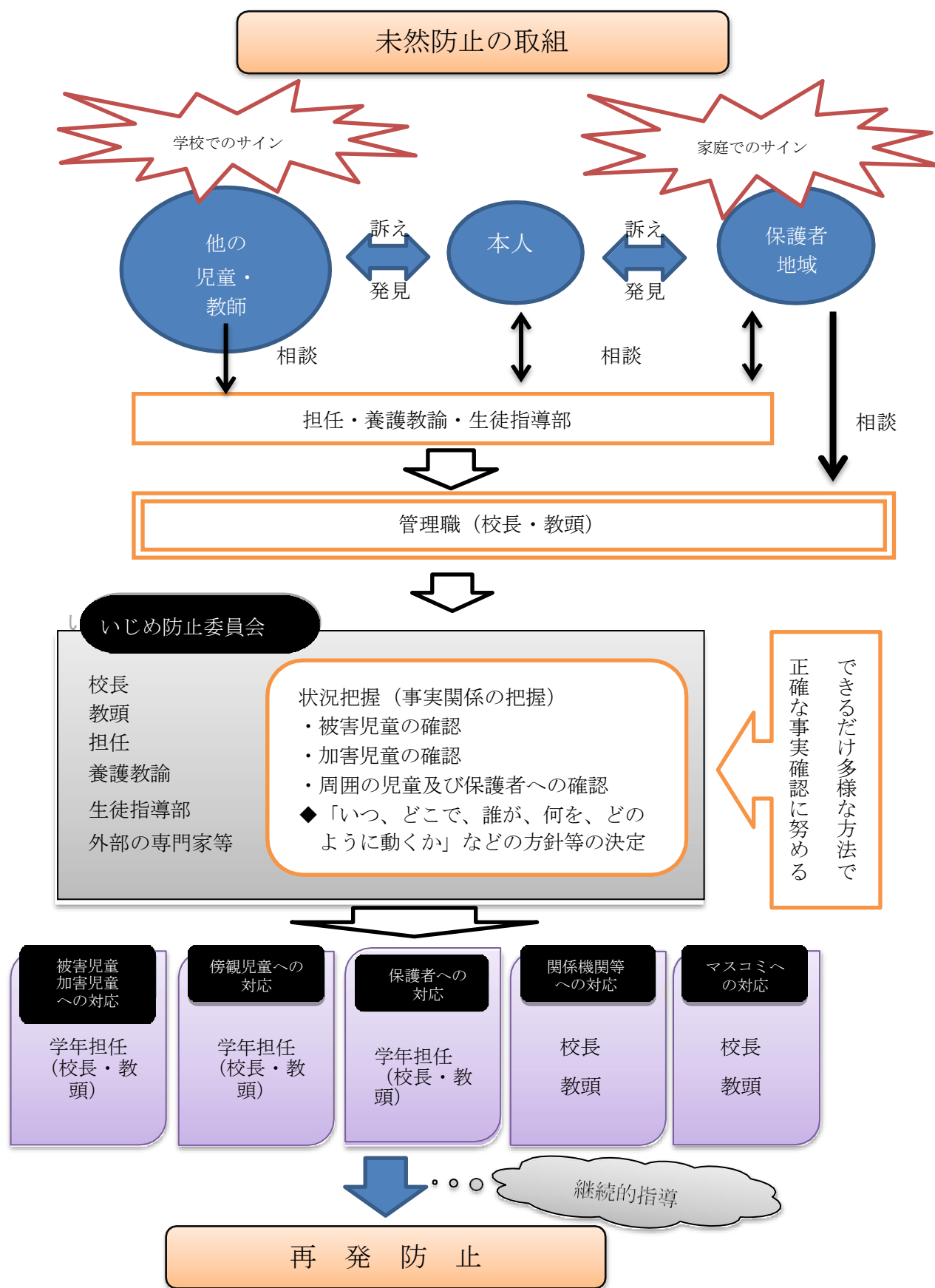
- ・ いじめの事実を確認した場合の小樽市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、小樽市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・ 状況に応じて、教育委員会の指導助言を受けながら、警察等の関係機関との連携や、法律・心理の専門家との連携を行う。
- ・ 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願う。

6 いじめ防止の取組に係る年間計画 （別紙3）

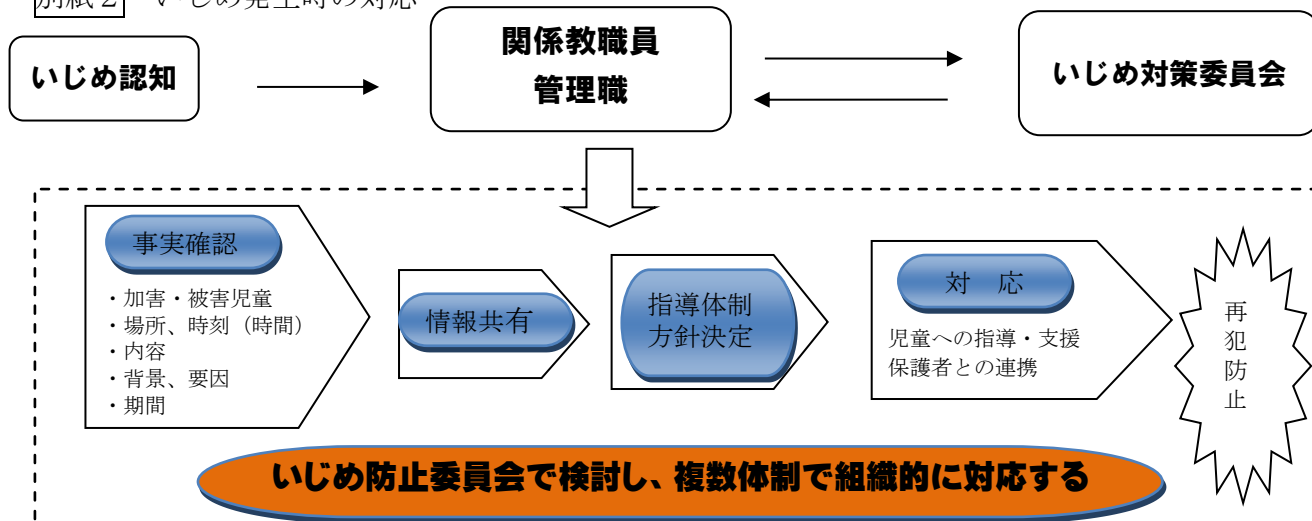
- ・ いじめの未然防止や早期発見のためには学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。年度当初には、組織体制を整えるとともに、年間の計画を立てて、学校全体としていじめ防止に取り組む。

平成25年12月 1日 策定
令和 4年 4月28日 一部改訂
令和 6年 5月 9日 一部改訂
令和 6年11月 1日 一部改訂

(別紙1) いじめ対策に係る校内組織体制



別紙2 いじめ発生時の対応



被害児童への対応

- 1 辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る
- 2 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、「仕返し等の不安感を取り除き、具体的支援内容を示し、学校は味方であることを示す。
- 3 必ず解決できる希望が持てることを伝える
- 4 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊心を高めるよう配慮する
- 5 自立を支援し、自己理解を深め、いじめを克服させる

被害児童の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で、信頼関係を構築する
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する
- ・学校の方針への理解を求める
- ・今後も家庭との連携を図る

加害児童への対応

- 1 頭ごなしに決めつけず、事実関係、いじめた気持ち、生徒の背景にも目を向け指導する
- 2 いじめは決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導をする
- 3 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う
- 4 警察への相談、通報すべき事案の場合は速やかに関係機関と連携する
- 5 表面的な解決だけを見ず、継続的に必要な指導を行う

加害児童の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す
- ・保護者の心情を理解し、訴えを十分に聴く
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する
- ・具体的な助言を与え、立ち直りへ協力を求める
- ・被害児童への謝罪等について話し合う

関係機関との連携

- ・小樽市教育委員会
- ・警察
- ・児童相談所

傍観者への対応（学級・学年等）

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す
- ・見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる
- ・クラスで被害児童の心の苦しさを理解させるとともに、止められなかった心の弱さにも焦点を当てながら指導する
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例、児童作文等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる

インターネット上でいじめが発生した時の対応

小樽市教育委員会と連携を密にして対応していくことを基本とする

いじめ認知・相

書き込みの確認、内容保

掲示板管理者へ削除依頼
（利用規約を確認し学校のパソコン等から行う）

警察に相談・依頼
人権擁護委員会等に相談

削除がされない場合

<児童に対しての指導ポイント>

- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
 - 2 匿名で書き込んで、書き込みを行った個人が特定できること（重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある）
 - 3 インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること
- ※スマートフォンについては、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、削除されない場合があること、位置情報を発したまま書き込みを行うことは、ストーカー被害遭う等の犯罪に巻き込まれる場合があること等の指導をする。
- ※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。

いじめに係る行為が3カ月止んでいるか

3カ月以上被害者児童が心身の苦痛を感じていないか

その後も、継続的に注意深く観察を行う

別紙 3 いじめ防止対応等年間指導計画

☆年間を通し、児童交流の時間を確保し、全教職員で児童への理解を共有する。

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	備考
4 月	・「いじめ防止基本方針」の内容確認・改定	・学級づくり ・人間関係づくり	・相談窓口周知 ・家庭訪問等による保護者との連携	・PTA総会等での説明と啓発
5 月	・学級経営交流会(情報交換と共有) ・アンケート等を基にした全教職員による実態把握と取組の実施	・道徳教育の充実 ・スクールカウンセラー等による相談	・いじめ把握のためのアンケートの実施 ・アンケート結果を基にした面談の実施	
6 月		・「ほっと」の実施		・「子どもたちの安全・安心を守るキャンペーン」の実施
7 月	・アンケート結果を基にしたいじめ防止委員会の開催	・児童会によるいじめ防止の取組	・保護者懇談会等での教育相談	・学校運営協議会等における情報交換、情報共有
8 月	・「ほっと」の結果交流 ・自己評価の実施 ・研修会の実施	・2学期の個人目標の設定 ・2学期の人間関係把握、友人関係確認	・生活リズムチェックシートの実施	
9 月	・2学期のいじめ対策について確認	・道徳教育の充実 ・人権教室の実施		
10 月	・アンケート等を基にした全教職員による実態把握と取組の実施	・児童会によるいじめ防止の取組	・いじめ把握のためのアンケートの実施 ・アンケート結果を基にした面談の実施	
11 月	・アンケート結果を基にしたいじめ防止委員会の開催	・いじめ防止標語作り ・情報モラル教室の実施		・「いじめ防止キャンペーン」の実施 ・「いじめ防止サミット」への児童の参加
12 月	・2学期のいじめ対策について検証 自己評価の実施	・「ほっと」の実施	・保護者懇談会等での教育相談 ・生活リズムチェックシートの実施	・学校運営協議会等における情報交換、情報共有
1 月	・3学期のいじめ対策について確認 ・「ほっと」の結果交流	・3学期の人間関係把握、友人関係確認		
2 月	・全教職員による実態把握と取組の実施		・スクールカウンセラー等の相談	・学校関係者評価の実施
3 月	・1年間の成果と課題の検証 ・次年度へ向けての評価の実施		・次年度への確実な引継の実施	・学校運営協議会による評価